

平成29年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(23日目)

平成29年3月21日(火)

午前10時10分開議

1 議事日程

- 第 1 議案第 7号 平成29年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第 8号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第 9号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第10号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第11号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議案第12号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 7 議案第13号 平成29年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第 8 議案第14号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第15号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第16号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第17号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第18号 永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定について
- 第13 議案第19号 永平寺緑の村運動広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第20号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第21号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第22号 永平寺禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定に
ついて

第17 議案第23号 第二次永平寺町総合振興計画の策定について

第18 発議第1号 参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出に
ついて

第19 閉会中の継続審査の申出

第20 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

3番 長谷川治人君

4番 朝井征一郎君

5番 酒井要君

6番 江守勲君

7番 小畑傳君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

10番 樂間薫君

11番 川崎直文君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 齋藤則男君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	太喜雅美君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	吉川貞夫君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長補佐	高嶋君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	酒井健司君
学校教育課	長	坂下和夫君
生涯学習課	長	山田孝明君
国体推進課	長	家根孝二君

6 会議のため出席した事務局職員

議会事務局	長	佐々木利夫君
書	記	多田和憲君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時10分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご参集をいただき、ここに23日目の議事が開会できますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第7号 平成29年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第2 議案第8号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第3 議案第9号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第4 議案第10号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第5 議案第11号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第6 議案第12号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第7 議案第13号 平成29年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第7号、平成29年度永平寺町一般会計予算についてから日程第7、議案第13号、平成29年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第7号から日程第7、議案第13号までの7件を一括議題とします。

本件は、去る平成29年2月27日、予算決算常任委員会に付託された議案で

あります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

12番、伊藤君。

○予算決算常任委員長（伊藤博夫君） 予算決算常任委員会からの報告をさせていただきます。

ただいま上程いただきました議案第7号、平成29年度永平寺町一般会計予算と議案第8号から議案第12号までの特別会計予算及び議案第13号、企業会計予算の報告をさせていただきます。

平成29年2月27日に第1回永平寺町議会定例会において当委員会に付託されました一般会計予算は9億2,498万3千円で前年度比1.1%の増。その内容は、福井国体に向けた老朽化した公共施設を改修する費用と第二次総合振興計画に基づく32件の新規事業を初め、拡充13件及び継続24件の計69件であります。

主な事業の内容といたしましては、えい坊館運営管理費に1,141万円、大本山永平寺門前整備費に3億5,145万円、滞在型観光施設笑来管理運営費に1,264万円、光ケーブル整備事業費1億8,500万円、まちづくり会社設立出資金に350万円、旧上志比小学校耐震化耐震補強改修工事に1億1,527万円、学校給食費無償化事業費に1億56万円の予算となっております。

また、特別会計予算は4億9,941万円で前年度比0.2%の減、企業会計予算に5億6,718万円で前年度比9.7%の減の予算となっております。

これらの議案を総括質疑及び自由討議を行い、採決の結果、いずれの議案も賛成多数で可決いたしました。第11号議案のみ、下水道事業会計ですか、これにつきましては全員賛成でございます。

以上が予算決算常任委員会のご報告とし、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより、日程第1、議案第7号から日程第7、議案第13号までの7件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第7号、平成29年度永平寺町一般会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 9番、金元です。

2017年度予算への反対討論ということでさせていただきます。

2017年度予算案については、町民に必要な予算のあるのは認めるし、例えば健康長寿室の設置、名称がどうかは別として、これらについては一步前進と評価もしています。また、どうしても先送りにされがちな公共施設の長寿命化や今日の時代に合ったものへの改修という考えは私は認めます。

ただ、その施設選定に当たっては、いわゆる合併前にそれぞれの自治体でそれぞれ勝手につくってきた多過ぎる公共施設、つまり合併の負の遺産をどうするかという当初の目的がどこかへ退き、結果、合併後、公共施設がふえてしまっている現実があります。その代表が旧上志比小学校体育館の改修であり、松岡中央公民館の耐震改修となっていると私は思っています。その近隣に類似施設をつくったり公共施設を集中させ、住民が集まりやすく、利用しやすく、効率よく管理をという当初の計画などもどこかへとしか思えない状況になっていると私は思っています。つまり、公共施設の立地にしても管理にしても一貫性が合併後見られないんではないかということです。

合併後、温泉、道の駅、えい坊館、ゲストハウス笑来、中央公民館の改修とこれから続いていきます。あげくには公共施設の管理の多くを指定管理にするとしてまちづくり会社なるものを設立し、それらの受け皿をつくろうというのは少しおかしくはないかと私は指摘したいと思っています。公共施設というなら町の管理が原則だと思うのは私だけでしょうか。

また、本町の指定管理に当たっては管理委託でも十分だという案件も少なくありません。個々の施設についても疑問は多いと思っています。道の駅、温泉、これらについては単に人が集まるからよいではなく、踏んではならない轍を踏んではいけないか。まちづくりの視点からはどうなのか。やはりきちっと評価しておくべきです。えい坊館、中央公民館の改修との関連で、この辺の公共施設はどうあるべきなのかと考えるべきだと私は指摘してきました。えい坊館については、これから少し見ていきたいと思っています。

ゲストハウスの用途、目的は、私などの旅の感覚だと学生やもっと庶民を対象にすべきではないかと思うのですが、自炊でのゲストハウスとはどうも狙いがよくわからないところであります。

旧上志比小学校体育館の耐震補強と利活用ですが、始末するときは思い切って始末すべきだと私は思っています。今は上志比小の小学校体育館としていますが、

現上志比小体育館は村の体育館でした。ここをどう利活用すべきかこそ考えるべきで、やすらぎの郷全体に人の集まる機会が少なくなったり、人が集まらないからいろんな問題が生じたりするのではないかと私は思っています。少ない旧村民を分散させるのはいかがか。当初の目的を思い返すべきだと思っています。

また、まちづくり会社。当面、ゲストハウスの管理で、そのうちに町内の公共施設の指定管理の受け皿にするという話です。公共施設等はそれぞれ設けた目的があるはずで、それをこなせる団体でないと私は受けることはできないと思っています。例えばグラウンドやスポーツ施設等でもそうですけれども、スポーツを知り、管理の仕方を知っている人でないと管理はできない。いわゆる餅は餅屋ということであり、この点でも委託にする側、つまり町がこのことをまず知る必要があるということです。

また、本町初めての試みであり申しわけないですけれども、見切りについても今からきちっと定めておかないと、確かに成功例はあるかもしれませんが、ほかの例から見るとにっちもさっちもいかない状況になることもあるので、その辺はさきもってきちっと考えておくべきだと思っていますが、それが見られません。

土地の売却の問題です。1億円で買ったものを無償で貸していたり、ハウスの都合で町道を廃止したりと数々の便宜を図ってきました。まさか4分の1で売却というのは認められません。それも区画が大きいから50%引き、それはないだろうと私は思うところです。要は同ハウスがどれだけの面積の土地を欲しいかではないかと思っています。以前に買ったときの約7分の1の価格で売却してしまった神明の土地の反省も見られない。私はこの辺をじっくり総括すべきであり、まさに我々の財産ではないかということを指摘したいと思います。

職員採用と政治倫理の問題です。議員の身内の採用が問題になっていますが、町として議会に向かっても身内の受験は控えてくださいぐらいは示していかないといけないのではないかと。また、この政治倫理の問題では、町幹部にも目が向けられていることも認識すべきです。

職員の採用の問題ですが、職員の採用では協力隊員の採用についても採用する側の技量、能力が試されているということを指摘しました。これは単に採用の問題だけでなく、町職員の能力と成長にどのようにかかわるのかという点と、働く人、つまり労働者をどう見ているのかにもつながる、また問われる問題だと私は思っています。この辺しっかりした見きわめ、また町の姿勢が求められると思っ

ています。

福祉の問題です。敬老会1カ所ではやっぱり高齢者は精神的にも酷だと私は思っています。よりよいものは残すべきです。肺炎球菌の接種の町事業の取りやめ、昨年のお話ですけれども、これは全くの後退だと思っています。

介護保険、要支援1、2を町の総合事業への移行。本来、こういうときにこそ移行に対して町としてのコメントがあるべきではないかと思っています。それがありません。というのは、これは介護保険からの切り離しでありますし、介護保険の削減を狙う施策でありますから、介護に関係のある人たちからは不安の声が聞かれています。町としては質は落とさないなどの必要な宣言、コメント、こういうことをしてこういう事業に取り組んでいくことが大事だと思っていますが、それが見られないように私は思っています。

また、地域包括支援センターの活用と役割というところでは、町の高齢者を使う窓口だというのに、とにかく指定管理に出してしまえと指定管理の乱用の典型だったと私は指摘し続けてきました。これが本町に戻ってくるのは、これは一歩前進です。高齢者の実態のつかみと町の施策への道は見えたものの、まさに活用する側の問題、課題が今問われています。一歩前進ではありますが、やはりその人たちの働く資格の問題も含めて身分保障の問題がありますから、まさに指定管理ではなしに直営にすべきだと私は思っています。

農業の基本計画の問題です。国は直接支払いが廃止され、減反がなくなり、減反への支援もしないと宣言しています。さらに、農業者の共同組織や牛乳の指定生乳生産者団体をアメリカの要求、日本の財界など規制緩和会議の要求に応え、国家権力により潰そうとしたり解体しようとしています。大変な状況の中で、本町の基本計画がつくられるということになります。いわゆる地方創生という言葉とは裏腹に、地域の農業を衰退させることは注意の経済そのものを破壊していくにもつながりますから大きく矛盾する。これに対する町長からのコメントが、これまでもあんまり聞かれないように思っています。

町の土地利用についても、私は工業団地をつくれ、造成しろとは言っていません。少なくとも企業の立地を見込んで、そういう区域の指定を行うとか、企業の立地の誘導ができる体制を整備しておくべきではないかと言っているのですが、どうもそうではないようです。少なくとも農業振興地域のど真ん中に勝手に立地というのは本来あり得ないことだと私は思っています。現に虫食的に立地が計画されているところもあるのは残念だと思っています。

自治組織の問題です。私は小学校区単位で組織すべきだということ提案しています。地域の課題解決や福祉への取り組み、包括ケアシステム等の受け皿づくりをとということです、そのために例えば地域振興課を設けて人的に、また金もつけて支援してはとやってきているところです。公民館活動と混同する面があったのかもしれませんが、今は明確です。今に至ってもその方向は見えていないということ。この点ではどうしていくのか、本当に考えていかないと、これからの福祉の問題も含めて大変な課題になると思っています。

中学生の海外派遣の問題もありますが、それは多くは語りません。

さらに、本町の町長の口から重点的、効果的にいろんな事業にお金を使うんだということ言われています。私はこれまでも定住者への施策や対策に弱いところが見られるのではないかとことを言ってきました。肺炎球菌の接種の中止などもそれです。全体として高齢者への対策が、ということで入ってくる人には厚いんですけども、弱いところが見られると思っています。

等々の理由で、2017年度予算案には反対するものです。

それに、最後に、去年は合併10周年の記念式典をやりましたが、この10年と合併そのものの評価をきちんとしておくべきだと思っていますが、これが見られません。

過去に立脚しなければ、本来、未来は見えないし進めないのではないかと私は思っています。現に合併前の負の遺産が今の本町にはあるわけです。合併しなかったところは生き残り、合併したところは算定がえの時期を過ぎれば負の遺産を抱えたまま交付税は削減されるのですから、結果、合併した自治体こそ苦しくなるというのは今の現状ではないでしょうか。国の合併への誘導時の言葉とは全く逆になっている現実こそきちっと見て総括すべきだと思っています。合併しなかった自治体の交付税がほぼ減っていないのを見ても明らかです。

そういう意味からも、これからの財政運営は大変になると思いますが、それが単に住民サービスの切り捨てで切り抜かれるのではだめだという立場から私は来年度の予算案に、書いてないですけども予算案に反対する立場です。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

江守君。

○6番（江守 勲君） 6番、江守です。

私は、この予算案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

この予算案につきましては、議員全員が参加する予算委員会で十分に審議され

たと考えております。また、疑問点なども総括質疑などその都度、理事者からの説明を求めて十分な理解を得ていると考えております。

また、議会からの意見及び永平寺町未来会議等からの提案等も29年度の予算に反映されていると思っております。

また、予算執行におきましては、委員会における各委員からの指摘事項及び意見等については重く受けとめていただき、適切に執行をお願いしたいと思います。

そして、この予算は、直接住民の生活を左右し、議会としては慎重に審議を行ったものと考えております。

よって、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 原案に反対者の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） では私のほうから、簡潔というんですか、反対の立場からの討論をしたいと思います。

まず、当平成29年度当初予算において幾多の予算があります。その中で、当然、生活に直結する予算、それから行政改革により高齢者対策の室、それからいろんな形での方向性については評価するものであり、そういうものについて反対するものではありません。

しかしながら、財政的なところで一応ことしの記載見込み額も12億が発生しております。償還は6億、倍の起債がかかっております。それというのも、ある面ではその施設、先ほどの発言にもありましたが、公共施設の再編または改修の中での費用をその起債から生まれていることであります。当然のように長寿命化についての公共施設を利用価値を高めることについては何ら反対ではありませんが、現実的に合併により公共施設がふえたことは事実であります。例えば温泉禅の里、それから道の駅、それから今回できます情報発信館のえい坊館、それからゲストハウス笑来等、それから上志比の旧小学校体育館の再編によるもの、そういう形でその費用に出てくるかと思えます。

ただ、そのランニングコストであります指定管理料、これもばかにならない形になっております。今現在、新しくできました永平寺のえい坊館であり笑来、ここも結果的にランニングコストは1,000万を超える。そして、その笑来を営するまちづくり会社についても、その内容については私は不安を感じるものであります。

そういうことから、財政面的に今後、合併算定がえがあつて、交付税が減る中

においては疑問の念を抱かざるを得ないところであります。

また、従来から今の新しい自治のあり方として住民自治を基本としながら、そしてその住民自治の構想を構築しないといけない。それを後押しするのは公民館活動であり住民活動だということを常に言ってきました。

今回、町長が行っています地域防災組織の強化、それから今後発生するであろう地域包括ケアシステムの構築、それから教育の問題であり、また環境問題、そういうものがどこで住民と協働して町が対応するか。そういう新しい行政のあり方が問われている時期であります。

その中で、気がついたところからそういう をやっているところがあります。そういう住民自治を基本とする予算立てが見えてこない。また、それを後押しをする公民館活動も含めた新しい自治の対応の予算が組み込まれてないという点も指摘したいと思います。

それから、個別的には先ほど言いました永平寺町まちづくり会社、このあり方についても全国的に失敗例、それから成功例もありますが、当町におきまして今の笑来を運営するに当たっての維持経費も1,000万を超える。また、その会社での運営の仕方、そしてその赤字分をまた補填していくということに考えても何ら少し疑問の念を抱いているところであります。

それから、海外派遣のところ。これも前々から、合併のときから言われたことで、それが今、学校教育課のほうの予算に組み込まれております。私はそれは学校教育課の予算というのはあくまでも学校の在籍する生徒たちに公平に与えられるものだというふうに認識しておりますので、その点からも異論を唱えたいと思います。

例にそういうことで、今回の当予算については反対の立場をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

川崎議員。

○11番（川崎直文君） 11番、川崎です。

私は、平成29年度の一般会計予算に対して、賛成の立場から賛成討論を行います。

平成29年度は、今年度に策定の第二次総合振興計画、これの初年度に当たります。そして、一昨年から進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略の3年目、

さらに第3次行財政改革大綱、そして実施計画の2年目ということで次年度が位置づけられております。平成29年度の予算は、これらの計画、戦略の具体的な事業施策の着実な推進ということで、編成方針、基本方針として掲げられております。この基本方針を捉えて、予算決算常任委員会において十分に審議しております。

具体的に、次年度は平成29年度は新規の32事業、そして拡充の13、さらに継続の24件の主要事業をしっかりと捉えて、我々もこの計画、戦略の着実な推進ということを確認させてもらっております。

さらに、本年策定されました公共施設等管理計画、学校、幼稚園施設の長期保全計画、再生計画のもとに次年度開催の国体を据えて、各施設、設備の改修工事は現場、現状をしっかりと把握されて、そして優先度、緊急度を適切に判定して予算計上を行っていることを確認しております。

5つの課で次年度は7つの基本計画、中期計画の策定が計上されております。これにつきましては、現計画の検証、点検、さらには住民意識アンケートなどを行って、策定プロセスということを明確にされております。これらの計画は、次の平成30年度の予算にリンクするものであります。予算策定の作業までに策定を行うということを確認しております。高速インターネットを提供する地域情報通信基盤整備事業については、情報インフラの整備ということで早期の実現が望まれるところであります。

平成27年度の決算の審査を議会として行っております。このとき、事務事業評価、議会としての事務事業評価、議会の評価意見書を提出させてもらっております。このことをしっかりと予算に反映しているということを確認いたしました。

以上、提出された一般会計の予算を3月9日から10日、13日、14日、17日の5日間にわたり予算決算常任委員会において十分に審議を行いました。慎重なる審査の結果、妥当なものと評価し、賛成するものであります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 平成29年度一般会計予算の反対討論をさせていただきます。

当29年度一般会計予算については、その背景には少子・高齢化、人口減少社会、景気回復の低迷、気候変動による自然災害など社会問題、あるいは合併10

年後の交付税算定がえによる減収など、町民を取り巻く環境は厳しいものがあります。さまざまな施策を講じ、その解決に当たろうという姿勢は理解できるものの、これから5年、10年後の本町がどのような町になっていくかを見据え、それに向かって29年度はどのような施策をしていくかという点で、次の点で反対討論させていただきます。

まず1、財政の見直し、中期財政計画をもとに作成をしておりますが、特に支出を抑えるためのスクラップがもう少し必要ではないでしょうか。とりわけ行政の守備範囲というものをもう少し明確にしながら、ある意味過剰な行政サービスの見直し、あるいは取捨選択が必要ではないでしょうか。

2つ目に、まちづくりの基本は町民であります。地域の活動やボランティアなど人のために自分が活動するという風潮が薄れている中、住民自治をいかに構築するかが将来の地域間競争の勝ち負けが決まってくるのだと思っております。住民に町の現状を訴えながら、みずからが地域のことを考え、行動するような自治組織の構築に努める必要があると思えます。

3つ目に、団塊世代である前期高齢者がどれだけ健康で活躍できるかが町にとって今後必要不可欠だと思っております。特に町民全体にも言えることですが、健康づくりには1年、2年ではできないが、継続して行う必要があります、それらの施策をこつこつやっていく必要があると考えております。

それらの点で、29年度一般会計予算については反対といたしたいと訴えさせていただきます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 私は、平成29年のこの当初予算に当たりまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この予算案につきましては、議員全員によって予算委員会において、委員長報告のとおり十分に審議を尽くされたものでございます。理事者の説明においても理解されたものであります。先ほどの反対討論の中から、公的施設等々の創設について、従来、車社会であった状況から広域的な公的機関の配置、そういったものが現在はやはりその施設のあり方が求められている。また、住民のニーズによって地域の活性化が求められている。その中であって、今回の当初予算の中では道の駅の近くに禅の里、それに生かした旧体育館のそれを高齢化、または若い者、

地域の皆さんに活発に活用していただき、そして今ある現在設置されているそういった施設に交流して、よいサイクルを保てないかというような住民の希望にかなった施設の配置等々、予算の組み方。これらについて十分な行政の理事者の手法だというふうに思っているところでございます。

また、施設の売却、土地の売却でございますが、これについても今その施設、社会的ニーズを踏まえた施設の要望、そういったものもやはりこれも地域住民のためになう施設であることから、そういった町の取り組み、そういったことで、施設であるという、予算であるというように思っているところでございます。

以上のことから、慎重な予算であることから、慎重に審議に当たっても、これらも全体から速やかにやはりこの予算を成立することを望み、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第7号、平成29年度永平寺町一般会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第8号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、討論に入ります。

原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、来年度、永平寺町の国民健康保険事業特別会計予算について反対の討論をいたします。

会計を見てみますと、例えば町の法定外繰り入れ、またドック、特定健診等については本町、力をいれていることを評価するところです。目標の問題についてはまだ論議することもあると思います。

ただ、県の国保会計のいわゆる一本化が目前に迫っていますし、この中で国保

料の基本方向が示されるとも聞いています。その一本化前の今なぜ引き上げなのか。特に1人当たり5,000円というのは、この会計の構造的な問題もありますけれども、非常に痛い問題であります。特に国保会計は全国的に見ましても多くのいわゆる滞納が生まれる制度として、その負担の大きさが挙げられています。その理由に。

それらを考えると、これだけ所得の伸びない、経済的にも大変な、特に働く人の環境が劣悪な中での引き上げを含む会計への予算案には反対の立場をとっていきます。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） このたびの国民健康保険会計であります。近年、国保の被扶養者数は減少しつつ、それでも医療費が高騰しているという現状の中で、町もある程度繰り入れをしながらこの会計を維持しておりますが、昨年末、そして次年度を見据えた中では国民健康保険税を上げざるを得ないという状況に差し迫っています。

確かに被保険者の代表においてもなかなか厳しい生活の実態を鑑みますと、上げるということは厳しいというご意見もありましたが、でも、皆さんで支え合うという中では保険税も応分の負担しなければならないというようなご意見もありました。

町においては、特定健診、健康診断あるいは健康づくりにますます力を入れていただき、健全な国保会計を目指していただくことをお願いをし、賛成の討論いたします。

○議長（齋藤則男君） 原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第8号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第9号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第9号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第10号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。

討論あります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 来年度、永平寺町介護保険特別会計予算案に対しての反対討論であります。

介護保険は、2000年代に入ってまさに高齢者の心のよりどころということで、また介護する人たちの本当に支えということで導入されてきたところでありますけれども、ここに来て介護保険はやはり大変になっています。国の介護保険サービスのいわゆる高騰を抑えるためにということで、来年度からは要支援1、2を介護保険から外すことになっています。これは国もはっきり認めていますけれども、介護保険のサービス料の高騰を抑制する施策であるということで、それそのものを自治体に総合事業として押しつける。つまり住民の側に押しつけてしまう。こういうやり方では安心して周辺地域で、特に高齢者の率が高い地域で安心して暮らしていく本当に支えにはならない。

まさに制度の改悪ということで、私はこの来年度の特別会計の予算案については反対の立場をとっていきます。

○議長(齋藤則男君) 次に、原案に採用者の発言を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 日本の大きな社会問題、超高齢化社会の中で介護保険というのはそれを維持するだけで大変な状況であります。

確かに国の制度は変わってきております。その線上というか、その制度の改正に基づいて各自治体が介護保険の会計を決めていくわけでありまして。制度云々という話もあるかも知れませんが、今回の29年度の介護保険会計については、もうこうせざるを得ないような状況も含めて、にっちもさっちもいかないような状態ではあります。これで認めざるを得ないというところではないでしょうか。

賛成意見といたします。

○議長（齋藤則男君） 反対者の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私は、反対というよりも、今、29年度から要支援1、2が総合施策ということで町の会計のほうに行きます。そういう中から地域包括ケアシステムの構築、それから健康づくりというものが大変重要になってくる立場から、この介護保険の会計につきましては今回は保留、要はしばらく見ていきたいと思っておりますので、保留の立場をとります。自席にて保留します。

○議長（齋藤則男君） 原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第10号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第11号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第11号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第12号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第12号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第13号、平成29年度永平寺町上水道事業会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第13号、平成29年度永平寺町上水道事業会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第8 議案第14号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、第8、議案第14号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年2月27日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 総務常任委員会への付託案件につきまして委員長報告をいたします。

本定例会におきまして総務常任委員会にて付託されました議案5件、意見書1件を、去る3月15日水曜日午前9時より同12時まで開きました。全委員及び町長、副町長、消防長、総務課長、財政課長、総合政策課長、以下所管諸課長の出席を求め委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

付託案件、議案第14号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

内容及び意見でございますが、この案件は、これまでの町民に対する行政窓口をより明確にすることが求められていることから、互いの課同士の連携を強化し、町民、すなわちお客様のご要望にお応えする社会情勢や高齢化等の対応をより効率的に運営することを目的に、行政組織の条例の改正を行うものでございます。

以上、総務常任委員会において、全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしく願います。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 基本的にちょっと2点だけ委員長にお伺いします。

委員会はちょっと傍聴させていただいてどんな論議があったのかも知っていますが、一つだけ、いわゆる債権管理室が今度設けられることになります。どうも見ていると1カ所で債権を、債権って滞納とかそういう問題を管理したほうがというのは、より効率的にのみ考えているのかなって思う人もいらっしゃると思う

んで、その辺はどう思っておられるのか。

2つ目は、税金なんかを滞納されている方は、これは委員会でも意見出たんですが、相談に行きにくい。役場へ来ること自体抵抗感があるという話がありました。それらに対しては町はどういう立場で臨むのかということをやっぱり本会議の場でぜひお願いしたいと思います。

もし答えられなければ向こうのほうから。

債権管理室のより効率性。効率性だけを強調していないか。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 今、金元議員さんのほうから債権管理室と滞納の対応等々につきまして、この一番初めの債権管理室の効率的、効果的な運営というか、これにつきましては行政のほうからお願いしたいと思います。

また、滞納対応等々につきましてのそういうふうな委員会においていろいろ理事者の方にお尋ねをし、そういった確認をさせていただきました。やはり滞納となると住民の一方一方が顔がわかるというようなことで、窓口においてもいろいろな敬遠をされるという、誰もがそうだと思うんですけども、そういうふうな対応ではいささかもうちょっと親身になって、住民の気持ちになった窓口、そういったまた個室というか室のあり方、そういったものもより効果的にこれから發揮したいなというようなことで、いろいろ意見を交わしたところでございます。

これにつきましても、どうこれから踏まえるかにつきましては、行政のほうから私たちはこういうふうにやりますというような所期の目的、目標を立てられておられると思いますので、そういったことをご答弁願いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず、債権の一元管理の効果ということで、当然、事務の効率化なんかについては考えられるところでございますけれども、そればかりではなくて、例えば納税者の利便性の向上、例えば複数の債権を滞納しておられる方については税務課の窓口へ行って、なおかつよその課へ行ってというようなことがなくなります。納税者の利便性の向上、あるいはアナウンス効果ですね。一元化することによって自主納付を促進できるようなことも可能でございます。また、情報の一元化。滞納者情報は非常に重要な情報になりますので、それぞれの担当課が持つことよりも一元管理することのほうが非常に効率的であると考えているところでございます。また、徴収ノウハウの蓄積が図れるということも効

果の一つであろうかと考えているところでございます。

また、滞納されている方、役場の窓口に来にくいというようなご指摘でございますけれども、おっしゃるとおりでございます。ただ、我々税務課段階で窓口に来ていただけるようなそういう方向性というんですか、あるいはこちらのほうから出向いてご相談申し上げるといようなことも含めて、できるだけ窓口へ来やすいような、窓口に来なければならないような施策をとっているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 委員長も事務方のほうから答弁をということで言われて、今答弁聞きました。

ただ、論議の中で、説明の中で滞納されている方々の中には多重債務も多いのではないかとこと言われています。そういう方たちも相談に来るようになるということですが、実は私が言いたいのは、いわゆる行政としての消費者行政ですね。消費者相談、これを抜本的に強めるというのは何年か前に法律ができて、自治体の仕事としてそういう専門家も含めた窓口を設けるようにということが言われました。これがなかなか小さい自治体ではそういう窓口が設置されていません。ですから、それらの体制も含めてやっぱりいわゆる債権管理、債権の徴収だけじゃなしに、消費者行政も絡めて、これまでの行政からの答弁を聞いているとそういうところを十分充実する必要があるかなと思っているところでありますので、その辺は行政としてどう考えているんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） おっしゃるとおり、そこが課題かなと考えているところでございます。

ただ、これまでも税務課では生活再建型ということ、多重債務の方については法テラスとか、あるいはそのような機関を紹介するとかというような方向で対応していたところですけども、今後、債権管理室になりましたらもう一步含めて生活困窮者の自立支援法の担当部局とかあるいは社協とか、もっとフットワークを軽く対応しなければならないなと考えております。

29年度、準備の年度と位置づけておりますので、そこら辺は十分ご理解いただけるような体制づくりに持っていきたいと考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、消費者行政のほうでございますけれども、こちらにつきましては総務課のほうで今窓口対応をさせていただいておるところでございます。

やはり生活に密着したさまざまな事象、案件が多く相談にも承っているところでございます。そういったものにつきましては、県の消費者行政ともしっかりと連絡をとりながら、地域の住民の方々にしっかりと中身のことも相談をさせていただいて、よりよい解決方法についても含めてご相談をさせていただいているところでございます。

毎年の件数といいますとそんなに多くはございませんけれども、やはりこういった社会情勢を反映した悪徳商法的なこととかそういったものについてもしっかりと親身になって総務課のほうで窓口対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 最後です。

実は私、共産党のこういう仕事をしている関係で、福井市で靈感商法の被害に遭った人のお金を取り戻すことに立ち会ったことがあります。これは福井の市会議員も含めてですが、靈感商法のそういう当事者、金をだまし取った、要するにつばなんかを何千万という、一千数百万という金額で買わしていたのがばれたんですが、それを買い戻させるというのをやっていたのが福井市の市役所です。福井市の市役所へ僕らも立ち会って、福井の市会議員も立ち会って、そしてその金を業者から戻させてということを行行政がやっぱり、弁護士とかそういうのかかわりませんから、きちっとしたノウハウさえ知っていればできるんですね。そういうことをやっぱり小さな自治体でもできるような技量をつけていくこと。そういうことも含めて安心して相談できる窓口を設けることを、ぜひこの債権管理だけ、ことし1年準備していくということでしょうから、そういうことも十分考えて進めてほしいと思っています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） やはり今、確かに法的な問題というのはいろいろな課題もあろうかと思えます。やはりこういった小さな自治体についてはなかなかそういった専門的な窓口の業務だけを整えるというのは非常に難しい部分ありますけ

れども、やはり私たちの今度逆にいいことにつきましては、私どもこれまでも何件かございましたけど、その方の家に行って親身になってその不安を取り除く、そういったところがまずこういった小さな自治体の職員の接し方も一つにはあるのではないかと考えております。当然、県の消費者センターの方々と一緒に話を聞いてあげるとか、あるいはその不安を払拭させてあげることもまず大事ではないかなというふうに考えております。

そういったことも含めて、町としても親身になってそういった気持ちを和らげる。また、そういったものにかからないようなことについてもしっかりと広報していきたいとも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 委員長にお聞きしますが、委員会の論議の中で、一つは債権管理室という名称についての意見は何かありませんでしたでしょうか。

今ほど定例会の中でこの債権管理室の役割というところではいろいろ口頭も含めてお聞かせいただいています。町民の生活も含めて相談をしていくという滋賀県の野洲市の例を目指すということでもありますので、野洲市のところでは市民生活相談室という設置の名称だろうと思いますので、そういった方向に将来的になるかわかりませんが変えていくような話はありませんでしたでしょうか。

また、この条例の債権管理室の役割、多分29年度準備していくという中ではこういった形になるんだろうと思いますが、ここにも生活相談というような文言が入っておりません。その辺は、ことし準備し、その後、相談のノウハウを蓄積しながら掲げていくというような方向になるのでしょうか。

その2点をお願いをいたします。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） ただいまの件でございます。

まず1番目に名称について、債権管理室というのはいかにもいかついなというようなことで、そういった意見もありました。そうしたことで、理事者のほうにももう少しソフト的な、また住民に捉え方が優しく伝わるように、またそういったことでできるかなというようなことも話を、意見を交換しました。行政のほうも、やるというのではなしに、そういったことで2点目の回答にもなるんですけども、29年度についてはとにかくがっちりとした基本マニュアル、そういったものを準備をさせてもらう期間というふうに捉えていると。この1年間でいろ

いろな事、さまざまな事をこういうふうに詰めて、またそういうふうな新年度に向かいたいというようなことでございましたので、そういったことも含めて理事者のほうも今後またそういうふうに進められるというふうに思っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

何か理事者のほうでありましたら。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 債権管理室、おっしゃるとおりいかにもいかついというようなご意見もいただきました。

ただ、一元管理の効果の中にはアナウンス効果というものもございまして、全国の自治体見てみますともうちょっと過激な名称を使っているところもあるように見受けられます。その中でトータルに判断しましてこのような名称とさせていただきます。

今後、生活困窮者の自立支援等をいかに含めていくかというようなことが29年度の課題であると考えておりますので、名称についてはそこら辺もきちっとした段階で改めて考え直す必要があるのではないかなと考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第14号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時15分 休憩）

(午前11時25分 再開)

- 議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。
- ～日程第9 議案第15号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について～
- 議長（齋藤則男君） 次に、日程第9、議案第15号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。
- 本件は、去る平成29年2月27日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。
- 本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。
- 14番、中村君。
- 総務常任委員長（中村勘太郎君） それでは、議案第15号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを報告させていただきます。
- この案件は、番号法の改正により、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となる規定が追加されたことにより町の規定を整備する案件でございます。
- 以上、総務常任委員会において、全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。
- 議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。
- 9番、金元君。
- 9番（金元直栄君） いわゆる番号法の導入によっていろんな自治体で活用が課題になるということをよく言われますが、私は無秩序な利用拡大には反対です。
- 情報ネットとかいわゆる連携とかいうんですが、実際具体的にはどういうところでそういうことが行われたりあらわれたりするんでしょうか。
- 議長（齋藤則男君） 14番、中村君。
- 総務常任委員長（中村勘太郎君） その件につきましては、理事者のほうからご説明いただきます。
- 議長（齋藤則男君） 総務課長。
- 総務課長（山下 誠君） まず、番号法で定められた情報ネットワークを用いて情報の提供ができるというものでございますけれども、これは国で定められた、詳細にわたってはここでご説明するのは避けさせていただきますけれども、いろいろ住民情報に関連するものが主なものというふうになってございます。

また、本町での独自利用の中では9項目がなっております。その中においても住民票関係の情報に関連して、子ども医療費の助成であったり、あるいは母子家庭等の助成児童に対する医療費の助成などなど9項目にわたって、平成27年の議会でお認めいただいた独自利用のものがございます。

また今後、利活用の問題に関しましては、今、議員さんおっしゃったように何でもかんでもこの番号法に用いたものを個人番号を利用するといったことは、これはしっかりと対応していかなければなりませんし、今後、また議会ともご相談をさせて、また独自利用の追加等にありましたらまた議会のお認めをいただくというようなご説明になろうかと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私、立場だけ述べておきます。

無秩序な利用拡大には反対だと言いました。ですから、これちょっと不安があるので、自席にて棄権させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 隣の人も自席で保留というので、私も前からマイナンバーについては、その利用については非常に疑念を持っているところであります。一貫してある面ではマイナンバーについては余りよくないということで反対の立場をとっております。そういう立場から、この件につきましても、要は今、答弁の中にも無秩序な活用はしないというふうにはご答弁ありましたが、国のほうの施策によりそういうものがかかわってくることになれば、そうせざるを得んようになってくるという点から考えると、私もこれについては若干の疑念を持つ立場から賛成とも反対とも言う立場をとるわけにはいかないという思いから、自席にて保留します。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第10 議案第16号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第10、議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年2月27日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） それでは、議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてをご報告いたします。

この案件は、特定非営利活動促進法の改正に伴う名称の変更と地方税制の措置の施行時期の変更等で、内容等におきましては車体課税の見直し、地方法人課税の偏在是正、住宅ローン減税の延長等の国の改正に伴い、町条例の改正を行う制定でございます。

以上、総務常任委員会において、全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私はこのいわゆる税制、永平寺町の税条例の一部を改正する条例の問題ですけれども、基本的には軽自動車の環境性能割の導入については反対です。

というのは、私なんかは余りあれですが、13年以上車に乗っていると税金がどんとはね上がる。その時期をおくらせるかどうかの問題になっていると思うんで

すが、私は基本的にはそういうやり方は反対です。庶民にとって、地方にとって唯一の足。低い年金の中からやっと維持している車。それを国のいわゆる強権的な圧力で税金上げてほしくないなら早くかえなさいというようなやり方には賛成するわけにはいかないの、その辺どうお考えなのかなというのだけお聞きしたいのと、実際どれくらい税金が上がるようになるのかだけ教えていただければありがたいです。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 理事者のほうから、課長のほうからお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） ちょっと誤解があるようなのでご説明申し上げますけれども、環境性能割というのは、これまで自動車税もしくは軽自動車税の取得時に自動車取得税、これを廃止して自動車取得税と同等な環境性能割というようなものが町村の税となったものでございまして、経年による重課についてはもう現在施行中でございますので、そこら辺誤解のないようお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 確かにそうでした。いや、それが消費税が延びることによってまた延ばされるのかなと思って。少し延びるかなと思ったんですが。

自動車、いわゆる重量税みたいなやつですね。それをなくすと言ったのを結局なくさないことになっているんですね。消費税の導入がおくれているからということで。それはもともとおかしくないかという立場ですから、これにも反対ですから、変わりません。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

金元議員。

○9番（金元直栄君） 今言いましたが、環境税、ちょっと勘違いしている面もあり

ましたけれども、取得税、もともとそのうちなくすと言いながら、消費税だけどもんどん上がっていく。二重に取るのは問題でないかというのが話題になっていたやつですね。それを10%にしたら廃止するっていいですけど、とっくに廃止されているべき問題ではないか。特に軽自動車等については私は庶民の足、実際の地方での状況から考えると、そういう所得税なんか取るべきでないと思っています。以上です。

よって反対いたします。

○議長（齋藤則男君） 原案に採用者の発言を許します。

江守君。

○6番（江守 勲君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

現在、理事者のほうからご説明いただいたとおり、また自動車取得税を廃止したことによる環境性能に対する転換ということでありまして、また取得13年以降の軽自動車につきましても、やはり環境影響に対する軽減を求めていくべきであらうと私は思っておりますので、以上のことにより賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第11 議案第17号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第11、議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年2月27日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されてお

ります。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員長（滝波登喜男君） 議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、当教育民生常任委員会で審議をさせていただきました。

29年度の予算にもありますとおり、厳しい国保会計の中で税条例を上げなければ、29年、その後も見込めないということでもあります。

なお、県下統一が30年になるわけですけれども、そこでは県のほうから負担金を課せられて、それに応じて賦課徴収を町がやっていくということで、その仕組みとしては今までとさほど変わらないことになるであろうということでもあります。したがって、県下統一の税条例にはならないということでもあります。ですから、努力した市町においては保険料が下がってくるということでもあります。

また、本町においては27年、28年については法定外の繰り出しもしております。鯖江市などにおいては法定外は一切していないということも考え合わせますと、ある意味ぎりぎりの線ではないでしょうか。

そういった意味で、今回の税条例改正につきましては当委員会においては賛成多数で可決をいたしました。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の問題ですが、実質これは国民健康保険税のいわゆる引き上げになっています。1人当たり約5,000円。県一本化で、その県一本化されても県一本の税率になるわけではないというのは今、委員長説明しましたが、その税率を各自治体で決める基準が近々示されると聞いています。その前に引き上げはどうかという問題が一つです。

それとやっぱり、これだけ所得の伸びていない厳しい時期に引き上げるというのは私はやっぱり反対です。

会計の状況を見てみますと、これは国保の特別会計のところでも言いましたが、町が法定外の繰り入れをしている。これについては本当に率直に評価すると。ただ、本町については2つ悪条件が重なっています。いわゆる大病院が近い。高度医療が非常にかかりやすい。というのは、いわゆるかかりつけ医、往診医がいないという悪条件です。そういう中で、やっぱり大病院にかかりがちになるということは、それだけ医療費が高騰する面があると。

そういうことがありますので、ぜひ本来で言うたらそういう、せめてしばらく基準が示されるまで待つべきではないかという立場もあって、当然反対の立場ということです。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 原案に賛成者の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私は、今回は賛成の立場をとらせてもらいました。

今まで国保税についてはいろんなときには反対した立場をとったことがあります。今回の中でもありますように、27年、28年はある面では法定外をちゃんと出していること。今回も29年度はいろんなパターンの資産割のところの質問させていただきました。今後はいろんな資産割をある面では軽減していく。パターン のほうに私はぜひというような話をさせてもらいましたが、今の委員長報告にありましたように、これからの永平寺町、健康づくり、それから長寿、高齢化に対しての室を設けて、またそういう形で健康づくりと一体にしてやっていくということのある面では期待をしながら、今回は賛成の立場をとらせていただきました。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第12 議案第18号 永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第12、議案第18号、永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年2月27日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） それでは、議案第18号、永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定についてをご報告いたします。

この案件につきましては、一般会計関連の基金のうち、1つは永平寺町ふるさと創生基金条例、2つ目には永平寺町ふるさと水と土保全基金、3つ目には永平寺町福祉基金条例を廃止し、現状に即した基金に統合し、目的を明確にして町民のために生かされる基金再編を目的とする廃止条例の制定案でございます。

全員協議会にて担当課より資料等々が示されておりますが、委員会で町合併時の基金活用の取り崩し状況や基金再編の一覧表に示されている各種基金の現状を確認させていただきました。中には基金を積んでいるだけの基金もあり、見直しをして目的の基金に有効に活用される基金運用が望ましいことなどの意見内容でございました。

以上のことから、総務常任委員会において、全員賛成で可決いたしましたので、妥当なご決議をお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） やっぱりふるさと創生基金、旧松岡町時代から残されてきた基金です。この基金がどういう使われ方をしてきたのかということについては、どう論議されてきたのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） この基金につきましては、基金の使用目的があって、町合併時から経過的な活用、運用等々についてきちんと目的を持ってやら

れておったというふうに報告を受けております。その中で、やはりもともとあったものがどのように使われていなくなりというような経過もあるというふうなことから、やはり経過等については調査し、また随時報告が必要ではないかというような、またどのような成果があったのかというようなことも再々報告を受けるような体制というんですか、そういったものが必要ではなかろうとか、いろいろ当初設けられました目的等につきましては、これからそういうふうな活用方法に向かって再編を行い、しっかりと取り組みたいというようなことでございました。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 実は総務常任委員会、傍聴させていただきましたが、年度別に使われた金額の書いてあるやつがみんなに資料あったんですが、僕は傍聴者やで当初それてかったんですね。今、副町長なんかもそれ眺めているようですが、僕は全議員に配ってほしいなと思うんです。配られてないんでね。

何でほんなことを言うかといいますと、実はこのふるさと創生基金、松岡の学校の耐震補強に優先的に使うという趣旨でまとめられていました。それが、平成23年ですか、町内全体のいろんなものに使えばいいというふうに規則を変えるんですけれども、実は何で松岡にこだわったかというのは、当初、松岡の議員の中にはふるさと創生、何にも使わずに残してきた2億6,000万円ぐらいあったと思うんですが、それを残してきた金額です。じゃ、それを温泉を掘らずに残してきた理由はといたら、学校の耐震に優先的に使ったらどうやと。合併して使うのにしたら松岡以外はあかんというやっぱり議員がいたわけですね。じゃ、どうするか。合併した後は、その基金は松岡の学校優先に使えばいい。基金を取り崩せば会計に余裕ができるはずや。それは永平寺や上志比でまた使えばいいんだから、結果として会計全体としては基金があることによって学校の耐震補強が進むんじゃないかということでした。

そのとおりになったと思うんですね。合併した当時は旧永平寺町には耐震診断もされた施設はなく、学校ですね、耐震補強計画も一切ありませんでした。それをこれをもとに一気に進んだというのは非常に大きい力だと思う。十数億から20億円近く耐震補強にはかかったんじゃないかって、改修も含めて言われているんですが、そんなことを考えると、この基金の果たして役割は大きいわけです。それぞれの基金にはそれぞれのやっぱり設置目的があったはずですから、そういうふうなのをやっぱり年次別にどう使われているかということも適宜振り返りな

がら、議会にもやっぱり示してほしいと思います。

その目的が果たされていないのなら、どう使うか。どう廃止したり統合したりしていくかということ論議されることになると思うんですね。そのことがやっぱり、この間、あんまりなかったように思うので、そのことだけ言っておきたいと思います。別に反対するわけではありません。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 最初に、議員おっしゃられました一覧表ですね。これにつきましては、総務常任委員会に資料として提出をさせていただいたと同時に、全議員の皆さんにも配付ということで議会事務局のほうにはお願いしてございますので、まだお渡しになってないんであれば、恐らくありますので、後で見ていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第18号、永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第13 議案第19号 永平寺緑の村運動広場条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第13、議案第19号、永平寺緑の村運動広場条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年2月27日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

- 教育民生常任委員長（滝波登喜男君） 議案第19号、永平寺緑の村運動広場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成29年4月1日から一部料金の改正であります。実態に即してということであります。

特に委員からの質疑もなく、全員賛成、可決をいたしました。

- 議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。
自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齋藤則男君） 討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。
採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第19号、永平寺緑の村運動広場条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第14 議案第20号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（齋藤則男君） 次に、日程第14、議案第20号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年2月27日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員長（滝波登喜男君） 議案第20号、永平寺指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。ご存じのとおり、この登録定数等の改正であります。

特に委員からは既存の施設について、このことによって施設の改修等が必要とかというようなことがあるかどうかの質問がありました。特に現在の町にある施設については、特に改修なく登録人員等収容できる施設であるということでもあります。ただ、なかなか現状としてはすぐそのような移行ということではないという答弁もいただいております。

特に委員全員、賛成をし、可決をいたしました。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第20号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第15 議案第21号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第15、議案第21号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年2月27日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員長（滝波登喜男君） 今ほど議長が提案いただきました議案第21号については、さきの議案第20号と関連の条例改正であります。議案第91特に委員からは問題の指摘もなく、全員賛成で可決をいたしました。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第21号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第16 議案第22号 永平寺禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の

制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第16、議案第2号、永平寺禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年2月27日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 議案第22号、永平寺禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定についてのご報告をさせていただきます。

この条例案件では、委員会におきまして新たに開設する禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定で、設置名称及び位置、開館時間及び休館日等々の14条から成る条文の新たな本条例の制定に当たり議論させていただきました中、この施設の利用に関することに際しましての主な意見といたしましては、一つとして、ゲストハウス（民宿事業）とセミナーハウス（講座、カルチャー）での使用される想定とか、また2つ目には利用料金の確認や利用減免の対応とか、3つ目にはまちづくり会社への指定管理料はどうなるのか等々の確認をさせていただきました。

その結果、総務常任委員会におきましては、全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） これは永平寺町禅の里笑来の設置の条例のことです。

これは一般会計のところの笑来の指定管理というよりも委託の件、その指定管理をやっていくということから、これの予算が出てました。その中でいろんな形で報告または行政からの報告の中に収支想定のことや、そことか、またあとゲストハウスまたはセミナーハウス、その利用のところをどうするかというところで、1棟貸しであるとかそういう面でのいろんな話が出ました。

私自身は、その中で今のその1棟貸しで2人でも3万円ですね。この条例の中にありますように2人で3万円の、要は1棟貸しということに関しては、それによってある面では収入が非常に難しくなってくるという点もあるんじゃないかというふうな懸念を持っているわけです。

そういう中から、先ほどの一般質問のときにも反対討論しましたが、まちづくり会社も含めてそういうところでの懸念があるわけですが、そういうことについてのご意見というのはなかったわけでしょうか。

また、先ほど言いましたように宿泊料金のところについて、その後に関連する収支想定、まちづくり会社の収支想定に絡んできますので、そういうご意見はなかったのでしょうか、確認させていただきます。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） そういった利用料金の、ここに示されている設定、宿泊料、使用料の設定、いろいろなことを確認をさせていただきました。今、そのような料金が余りに高いとか、いや、安いんじゃないだろうかとか、いや、この辺が妥当だろうというようなことなどを委員会のほうで確認をさせていただきました。いろいろな捉え方等々があろうかと思いますが、詳細については理事者のほうからまたご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 笑来の料金につきましては、この料金を設定するに当たり近隣市町、近県、いろんなどころの最近この1棟貸しという形態がだんだん出てきましたので状況がわかってきました。それを見ましてこの料金を設定させていただきます。

なお、人数が2人のときから15人までいろいろ変わりますが、これも最近の状況を見ますとそういう形式をとるところが多いということでございます。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） これは一般質問というよりも一般会計の中でも質問させていただきましたが、要はゲストハウスとセミナーハウスを両方どりして、例えばセミナーハウスにするんだったらそういうふうの特化するというんですか、そういう料金体系が必要であると、そういうふうには私は思っています。そういう中からこの予算の想定の中でも収支的に非常に難しい面が出るということで元来からその懸念を持っているわけですが、そういう立場から、その懸念を持っている以上、この条例について私は素直に認めざるをすることはできませんので、反対の立場をとっていきたいと思いますけれども、ぜひそういうところは今後とも検討をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私はあんまり言葉言わずに、しっかり眺めていくという立場で、保留の立場を自席でとっていきます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） シミュレーションのことでございますが、シミュレーションを立ててやっております。稼働率を20から35まで上げて、それぞれシミュレーションして収支が赤字にならないよう、料金もこれを鑑みて設計をさせていただいております。

資料は皆さんに前回お渡ししておると思いますので、その資料をごらんください。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 一応この笑来についての宿泊料金等につきましては3万円から8万1,000円までというのは理解したんですけど、それを設定されるに当たってのほかの市町を参考にされたということですが、どういったお客様を対象にした施設を参考にされたのか。今回のこの笑来についてはどういったお客様を対象というふうに考えていらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 料金については、施設の近辺の状況の捉え方とか、その近隣の仕出し屋とか、要するに出前とかそういった環境はどのようになって、そういうふうなのをどのように捉えたのかとか、また静かなところですので、そういった宿泊には最適の場所だすうとか、いろいろなそういうふうな質問とか確認をさせていただいたところでございますけれども、つけ加えることがありますようでしたら課長のほうから。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） まず、想定しているのはいろんな家族連れとかお友達のグループ、それとか高齢者の旅行、いろんなことを想定をさせていただいて、近隣の、うちが2名から15名までですが、こういう規模のところを調査させていただいております。

なお、この料金につきましては、条例で料金は設定させていただいておりますが、あくまでまちづくり会社が今後指定管理を受けて運営をしていただきますの

で、この料金についてもまちづくり会社独自の料金を設定することも可能ですので、それは町といろいろ協議する場合がありますが、まちづくり会社があくまで主導権をとってここをいろんな宿泊をしていただく人をここへ呼び込むということをして今後展開をしていくと思っております。

なお、ここはセミナーハウスという言葉も出てまいりますが、あくまでゲストハウスが主体の施設でございます。宿泊をなるべく優先して、その宿泊が前後にない場合をセミナーハウスとしてご利用いただく、そういう感じの施設になると思っております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 私も最初は2人とか3人のほうがあれなのかなと思いましたが、この1年間、いろいろな先進地、このセミナーハウス、ゲストハウスを運営されているところの利用状況を確認しまして、担当者のほうから、何人からやったかな。ちょっと今あれですけど、大体こういった施設を利用するのはこれぐらいの人数の方で利用されるのが多いという事例をいただきまして、こういうふうな設定になっていきました。

そしてもう一つ、まちづくり会社が運営する中で、忙しい時期と忙しくない時期、例えば夏休みとか冬休みとかはもうかる時期。人が動かない時期、そういった中にあわせてもまたまちづくり会社のほうでいろいろ料金の設定、そういったことはしっかりやっていきますし、また忙しくないときには安く設定する中でまかPRとかいろいろなことに努めていただくというふうにもなっていると聞いておりますので、そういうふうな形で今回のこの料金設定をさせていただく。

これはあくまでも条例ということで、料金についてはまちづくり会社とまた相談しながらやっていくという方向でよろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私は、先ほど質問の中にも言いましたように、この条例については先ほど言いましたように、まちづくり会社、それから笑来をどのように運

営していくか、指定管理に任している形ありますが、まだある面では大きく見えてない。また、まちづくり会社の方向性も見えてない。

そういう中で、この条例について今この価格体系も含め、またいろんな利用のところを含めて、これについて不安を感じる者として反対の立場をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、この議案に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほども委員長からも、また理事者のほうからも答弁をいただきましたが、またこういったことで近隣県や近隣自治体などで、最近、1棟貸しのニーズが出てきているといったそういったところも参考にしてこの料金設定を行ったということ。また、まちづくり会社設立後もこういった料金等の見直しについては理事者を含め相談しながら、まちづくり会社が料金設定をしていくということも確認しております。

また、まちづくり会社の収支想定表であったり今後の進捗管理が議会に示されております。こういったことを鑑み、私はこの議案に賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 原案に反対者の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第22号、永平寺町禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時12分 休憩）

(午後 1時10分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第17 議案第23号 第二次永平寺町総合振興計画の策定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第17、議案第23号、第二次永平寺町総合振興計画の策定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第23号、第二次永平寺町総合振興計画の策定についての提案理由のご説明を申し上げます。

町の目指す将来の姿を「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」と定めた第二次総合振興計画を策定し、去る2月22日に振興計画審議会の会長から答申の報告を受けましたので、永平寺町議会基本条例第8条第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 議案第23号、第二次永平寺町総合振興計画の策定についての提案理由の補足説明をさせていただきます。

基本構想及び基本計画の策定につきましては、昨年6月に町振興計画審議会を設置し、提案及び審議等を行うとともに、町民や中学生へのアンケートの実施、町職員で構成する策定委員会、ワーキング会議で作業を経て、議会のご意見を賜りながら町民と協働により策定作業を進めてまいりました。

本年1月6日から1月20日にかけて、第二次総合振興計画案を公表し、パブリックコメントを実施しております。目指す町の将来像を「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」とした基本構想のほか、町の将来像を達成するための7つの基本目標に基づく各分野の施策を定めた第二次永平寺町総合振興計画について、町振興計画審議会会長より2月22日に答申を受けております。

当計画では、本町ならではの地方創生に向けた取り組みと連携した人口減少の抑制、さまざまな方面で頑張る子どもたちや活躍する高齢者の支援、防災に強い町、人、企業を町に呼び込む好循環施策を展開するほか、未来への投資などにしっかりと取り組んでまいります。

また、町と町民、地域、団体、事業者が一体となって、町民一人一人が地域の主役となり、感動がめぐる、元気のある、笑顔の絶えないまちづくりに取り組んでいく所存でございます。

本会議において策定についての議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 質疑がないというわけじゃないんで、非常に。第二次永平寺町総合振興計画、合併して10年で新たに第二次ということで制定されました。中身についてはなかなか検討する時間がなかったという大変語弊になりますが、それは私どもの怠慢で、当然これを策定するに当たってはその審議委員または委員の方が日をかけて策定したことに關しては経緯を表したいと思います。

ただ、この中の論議の中、全体的に言いますと、この計画をある面ではもっとじっくり時間をかけさせていただいて、それを皆さんと一緒に論議し合う中から、今後これに基づいて実施計画が策定されてくると思います。その実施計画を策定するにおいても、これを再度、私はまだ採決をするに当たって、今定例会じゃなくて、ある面では審議期間を置かせていただきたいというのが本音であります。

そこで、これについてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、ここの2章であります、地域医療がうたわれています。それで、かかりつけ医をきちっとやっていきましょうという形になってはいますが、現実的に地域医療の地域包括ケアシステムの中の医療制度のことを考えると、今後の施策がこれについてどうやっていくのかというのがやっぱり問われているというふうにも思います。

それから、地域福祉のところ、高齢者も含めた地域包括ケアシステムについてもどういう形でやっていくかというのをここの、例えば61ページのところの地域包括ケアシステムの推進というところありますが、ここにはある面では地域包括ケアセンターの充実、それからいろんな体制を充実していくというような言葉で結ばれているだけで、実際のなどういふふうな内容にしていこうかというのは、今後、その実施計画を行っていくわけですが、それをぜひ時間をかけて私はする必要はあるんじゃないかと思います。

それから、環境のところ、例えば75ページの自然環境のごみ問題にしても、

それからその後の第6章の協働、ここが一番大きな動きになってくる、中心になる課題だというふうに思っています。これはいろんな形で従来から住民自治であるとか、公民館活動であるとか住民自治基本条例であるとか、それは10年ほど前にはニコセ町がつくったわけですが、そういうふうなことの重要性の中から、例えば参画をするまちづくりのところの考えとか、それから例えば一つ例をとりますと私もが参画するまちづくりの中もちょっと一例を見ますと、この中でこの若者・学生まちづくり条例に基づくまちづくり事業の推進とか、そういう形での結構学生のところが取り上げていますが、現実的に若者対策というのはその地域でどう頑張るか、若者を育成するかというのが一番大事であって、当然、今の若者の意見を聞く、学生のごことは大事ですが、その地域での若者を組織していく。いかに地域で今後を担う若者をその地域の中でどう残していくのかというのを、やはりその地区でそういうものを課題として意見を出し合う。そういう組織形態をつくらないと解決しない。

全般的に係るわけですが、そういう面から考えて今後どのようにされていくのかをまずお聞きしたいと思います。

それと、これをつくるに当たって、私は第6章が一番最初に来てもいいんじゃないかなと思うくらい思っているわけですが、それについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず初めに、時間が足りないというご指摘ですが、6月9日に審議会を立ち上げさせていただきまして、その中で川崎議員、長岡議員、議会の代表として入っていただきました。この間、幾度となくその両議員が中心となって議会でいろいろ説明をされている間も行政のほうからも一緒に説明をさせていただき、そういった期間も幾度かありました。

また、最終まとめつつあるときにも、議員の皆様に議会を通してこの修正、また見直すところはないか等いろいろお聞きもした中で、今回、答申という形で受け、約8カ月から9カ月間かけてこの総合振興計画をつくってまいりましたし、また議会と一緒につくってきたという、そういった認識も持っているところであります。

そういった中で、今回この振興計画を上程させていただきましたので、ご理解をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 議員仰せの実施計画でございますが、実施計画はこの総合振興計画は基本計画まで入って、実施計画はそれぞれ3年ローリングで今後実施計画をつくって皆様にお示しをしていくことになると思います。そのところでK P Iが実際に出てくるものと思っております。

それと、今回、審議会は4回開催させていただきましたが、最初は前、今の総合振興計画の検証から始まり、基本構想、基本計画というふうに、その都度議会の皆様にはご説明をさせていただいておりますし、皆さんでご検討いただいているものと認識をしております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

奥野議員。

○13番（奥野正司君） 13番、奥野です。

第二次総合振興計画におきまして、第4章ですか、快適で利便性の高いまちづくりを目指して、第1節、道路網の整備というところで、従前から本町におけます基幹道路については例示して挙げてございますが、例えば最近、交通量が富にふえてきています一般県道大畑松岡線あるいは一般県道栃神谷鳴鹿森田線等々についてはルート名が挙がっていなかったものと思います。10カ年計画の中で前半5年、後半5年で計画を分けて、それから毎年度見直しの3年ごとのその計画を立てていくということでございますが、計画の体系はそうでしたね。

その中で、最近やはり交通量がふえてきたというような部分については、10年間はここに例示したものだけに限定するのか、あるいはその時々交通量の増減に応じてローリングの中で見直しはされていくのかお伺いします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 先ほどちょっとお答えさせていただきましたが、実施計画では3年ローリングで1年1年ローリングしていくようになると思います。それと、基本計画は5年、前期、後期分けまして、前期で一度検証というか見直し期間を置きまして、後半の5年で見直しすべきところは見直して新たな基本計画を修正をさせていただくということになると思います。

今、議員ご指摘の県道に関しましても、ローリング、ローリングでまた新しく事業を必要なときは実施計画のほうでK P Iとかいろんな計画を挙げていくと思っております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 私もやっぱりきちっとまとまった段階で一定の論議、議会では論議が必要なのかなと思っている一人です。

具体的に内容の部分で率直にお聞きしたいところがあります。いわゆる計画の基本フレームの中で、私がこれまで一般質問等で指摘した課題等について一回どうなってるかなって。それは行政に対して言ってきたつもりでいるので、どう捉えているのかなというのを見ってみました。

30ページです。第2章、基本フレームの第2節、土地利用構想。本町の大きな課題ではないかという、いわゆる調整区域問題は松岡市街地と御陵は出てくるんですけど、出てこないですね。課題でもないんかなって捉えていました。

それで、基本計画。自分が質問したところだけいろいろ見てみた関係ですけど、58ページから第3節で地域福祉の推進ということが出てきます。

施策の展開、次のページ、59ページですが、地域福祉の推進、非常にいい内容が書いてあるんですが、いわゆる自治会や各種団体、関係機関などが実施する地域の交流活動や地域支援体制とともに、地域福祉を担う人材の発掘や育成云々書いてあるんですね。

そういうなのをしてあるんですが、あとボランティアの育成。地域福祉活動の中心機関である社会福祉協議会と連携してあるんですが、ボランティアなんかは、これ見ると町自身の課題なのかな。また、地域福祉を進めていくのはどこなのかなという意味では、いわゆる地域ぐるみでどう取り組むかという、いわゆる自分たちで考える自主形式のものはなかなかそこまで指摘し切れていないのかなって捉えました。

60ページ、高齢者福祉の充実。これは高齢者の社会参加についてはシルバー人材センターやふれあいサロン、老人福祉センターなどの活動を通して元気な高齢者が地域の中で活躍できる仕組みづくりが必要ですよというんですけど、これを施策の展開の中に地域包括ケアシステムというのが次のページに出てきます。これも具体的にはもう取り組む年度が国では決められているし、行政もそれに、この10年間、次の10年間では取り組まなアカン課題なんですね。それを少しでも早めるんかどうかというのが、ある意味振興計画の大きな課題になるんじゃないかなと。

そういう意味ではなかなかケアシステムの受け皿づくりも含めて、地域、自治組織も含めて、行政の課題になってないのかなというのをちょっとこれ読んでいて感じました。

96 ページ。これは第5章の快適でうるおいある美しいまちづくりの、さつき道路網の整備のことありましたけど、ここは景観の保全・形成の問題です。平成23年に永平寺町の景観条例ができたということを言いましたが、これは以前、制定のときに私は問題ありとしました。それ何かというと、畜舎30平米以上は認めないという部分あるんですが、こんなの全国のどこにあるのか。大都市の市街地ならいざしらずと思うんですが、全く独善的な内容になっている。ここをどう見ているのか。そういう見直すということが入ってないんで、指摘してきたのにそれはどこかへ行っているのかなと。

あと秩序ある土地利用の推進。都市計画マスタープランに基づきあってあるんですが、これはこの間、一般質問しました。調整区域の問題とも関連しますけど、町独自のものを町で取りまとめてこうすべきだという計画をこの振興計画の中に入れておかなかったら、県のマスタープランに対するということはできるはずもないじゃないですか。だから計画ないんですか。そこはやっぱり少し立ち入ってもいい、そういう内容にすべきではないかなって思いました。だから、根拠すらないこと、町が県なんかを示す内容が根拠すらないことになるんじゃないかなって思うんですね。

104 ページ、第6章の新しいつながり・絆でひらく、連携と協働のまちづくり。協働って、私はあんまり好きな言葉じゃないんですけど、行政はやっぱりこういう方向で地域もいろんなものとともに、住民とともに作り上げていかんと思ってる面はあると思うんですね。多くのところでこういう言葉をいろんな計画に入れて地域づくりに取り組んでいると思うんです。

ただ、この協働ですが、この役割を果たしていけるように支援する行政の位置づけ、支援体制、いわゆる協働というんですけど、人も援助しない、金も出さない、ほんで、おまえら協働でやれというんではあかんと思うんですね。そういうのはやっぱり具体的に見えるようにして誘導することも大事なんではないかと思うんですが、そうになっていない。

この間、論戦ではそれらがなかなか見えてないなど。協働型のまちづくりが重要だって書いてあるけれども、その仕組みはどうなるんかとかって。

ただ、ちょっと文章の字句の問題でいうと、上から4行目のところに「地域の創意工夫や町民の主体的な取組みが求められています」って書いてあるんですが、「取組みも」でないですか。「が」というと住民の課題だけでしょう。行政も一緒に取り組むよという姿勢をやっぱり字句で示してほしいな。

「社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティア活動が展開されていますが」、前から言っているようにボランティア、町の見方は無償ボランティアなのかどうか。最近、ボランティアって無償でやる人なんて長続きしないって言われているんじゃないですか。そういう人たちも貴重な存在であることは間違いありません。しかし、もっと大規模に地域で一定の役割を果たそうとするときには、NPO法人なんかは有償ボランティア、それが当たり前の時代と言われていると思うんです。と同時に、そういうボランティア団体が狙いどおり機能しているのか。現状認識にちょっと問題がないかなと思います。

105ページ、次のページです。施策の展開、町民参画の促進。これは前から言っているようにパブリックコメントとか地域振興連絡協議会設立に支援ってあるんですが、やっぱり次の10年もこのまま行くのかな。どこかでやっぱり踏ん切り、行政も含めてどういう形で進めるのかということをやらないと、この振興会を地域の一つの核にしていくことにならないんじゃないかなってちょっと読んでいて、ここは実組織、これからの10年の割には貧困過ぎやしないか。庁内の体制、地域振興課などの支援を保障するなどもやっぱり具体的に示していかないとなかなか難しいんじゃないか。

パブリックコメントっていうんですが、確かに制度の一つとしてはいいんですが、これは言葉は悪いかもしらんですけれども、行政のアリバイづくりというのはよく言われてきていると思うんですね。何件かのそういういろんな、前のページにはパブリックコメントで入ってきたいろんな件数も書いてありますけれども、職員が直接町民に、例えばいろんなアンケートの聞き取り調査に行くということなんかは考えられないのか。

これ何でほんなこと言うかということ、旧松岡町では第1次の総合基本構想というのをまとめたことがあります。当時、1,000件のアンケート調査を職員が出向いて集めたことがあったんですね。それは本町にそういう計画ないんで、つくったらどうだ。アンケートも大規模にやって、例えば300件や400件、封書で出して戻ってくるものだけ当てにしていっていいんか。そうじゃなしに、職員が直接出向いたほうがいいんじゃないかということで、思い切ってね。これは当時、森山課長のときに企画課で取り組んだ計画やったと思うんですが。僕はそれは大きい旧松岡町では一歩踏み出したことがあったなと思っています。

そういう意味では、何か思い切ったパブリックコメントとかそういうことでなしに、町が、そういう町に対するいろんな広聴活動の充実とか言っているんです

が、それを文字どおり物にするためには町民にも直接語りかけるような施策として公聴会とか、いわゆるすまいるミーティングとかということだけでなしに、職員一人一人が町民に出向いてアンケート活動するというのも大きな取り組みになるんじゃないかな。新しいまちづくりへの第一歩になるんじゃないかなと私は思っています。

あと、ここでは町民意識の調査では今のような話です。永平寺町未来会議とか町民の声を町政に反映させていくためにということであるんですが、とか各種審議会ってあるんですが、もうちょっとそれは幅広いものにしていくためにどうしていくかということを具体的にやっぱり考えたほうがよろしいんじゃないかなって思うところからちょっと思いました。

そんなのは読んでいて、ちょっと私がこれまで質問してきたりした中での感想です。そういう意味ではまだまだ充実させる必要があるんじゃないかなと思うので、ぜひ時間をかけて継続審査にして論議していただくとありがたいんじゃないかなと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今本当にこの計画の中で、金元議員おっしゃるようなことも進めていきたいなと思っております。

なぜ金元議員、もう少し早くその提案を、この何回もお示ししている中でその提案をこれに盛り込んでいただけなかったのか、今率直にそういうふう感じております。

もうこれ、何度も何度も議会のほうにもお示しして、皆様のご意見をお伺いし、また審議会に持って帰る。議会を代表しているお二方には本当に一生懸命審議会の中でも活動されましたし、また議会のほうに持って帰っていただいて、皆様のご意見、また説明もしっかりとさせていただいている中で、私たちもなるべく多くの皆さんの意見をこの振興計画に盛り込むことを大前提に、担当職員を初め一生懸命やっていただきました。

今、議員おっしゃられていることは、またこの総合振興計画の中でいろいろな計画づくりに反映されてくると思いますので、またその辺もご理解いただきたいのと、先ほど奥野議員のほうもありました。これはやはりただ計画つくったのがゴールではなしに、これをどういうふうには実行して、またしっかりやっていく中で見直しとか、ここは違って、こうしていきますというのもしっかりと、恥ずかしながら認める。こういったことも大事だと思っていますので、そうい

った点、ご理解いただいて、皆さんと一緒につくったこの総合振興計画、また皆さんで育てていく、また実行していく、そういうふうなことをぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 先ほどもちょっとご説明しましたが、これはあくまで基本計画ということで今大まかな基本施策が入っております。今後、先ほど言いましたようにローリングした実施計画を役場でそれぞれの課がつくって、1年1年、3年のローリングをかけて進めていくということをご理解をいただきたいと思っております。

それと、基本計画は最初の5年、前期で一度検証して、またおかしいところ、合わなくなったところ、そういうところを見直しして後期の5年の計画に反映をさせていくというのが、今回初めて前期、後期分けた理由でございますので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○9番（金元直栄君） 最近、議会基本条例で反問権が認められています。どうも町長が我々に投げかけているのはそういう意味もあるのかなと思って、こういうところでさすがかなって思わんでもないですが、ちょっとそれはそういう制度もあるんで、率直に言われても仕方ない面あると思っております。

ただ、こうやって僕はこういうの、小さな小説みたいな、文庫本みたいなのでこれを読み解けていっても僕はなかなか難しい。新聞みたいに一面に全体を広げて読むと、私の頭には入りやすい。だから、こうやって全体的にできると、いろいろやっぱり見れるもんだなと思って見えています。

もう一つ、議会の、ここに参加されている委員が、これまで以上に議会に対していろんなアプローチをしてきました。いろんな資料も示して。これは今までにないことやと思っています。ただ、そうは言っても、なかなかこういう議案として出てこない、なかなか通してやっぱり眺めるというのはなかなかできないのかな。

できたら、これは申しわけないですよ。どうして3月の議会に出てくるのか。つくるのを含めて。せめて12月ぐらいにすると、もう少し時間があって見れるもんだなと僕は思っています。僕の頭にはこういうのはすっとは入ってこないんですね。ちょびちょびぐらいしか。そういう意味では、じっくり読み解いていくとか、こういう質問しながらしてきたなど。それから見るとどうなんかなという

立場で見ると、ひっかかるところもあるなって、自分なりには思っているんです。それを何回、一面に書けって言われると、うーんってなかなか、申しわけないですけど。そういうことを議会のほうに向かって僕は何かちらっと目をやっていますけど、そういう状況もありますので、できれば6月の議会まで、ぜひ継続審査で、みんなで審議して、よりよいものにしたほうがいいのじゃないかと。

最後に一つ。予算案もそうなんですけど、これみんな計画ってなっているんですね、計画。まだ計画じゃないですよ。予算も含めて、旧松岡のいい時期までは全部予算案ってなっていたんです。最近、その案がもうないんですね。予算そのものが示されるんです。俺、それでいいのかなというのを思わんでもない。私の感じとしては。そういう感じもあります。これが本物だよと言われると、もう決まったのかなって思わんでもないね。

そんなんぜひ考えてほしいと思うんです。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） まず、案につきましては、早速させていただきたいと思えます。これ、なぜ漏れていたのかなと私も今、金元議員と一緒に考えです。申しわけありませんでした。

それと、今回、先ほど金元議員がアンケートとかそういった時代があったというのがありました。やはり今、職員もなかなか少なくなってきて、一人一人にアンケートをとりに行ったりするのは厳しい状況なんですけど、常にこういう議会から指摘を受けている中で、今回この総合振興計画は業者さんをお願いしたところもありますけど、本当にプロセスを大事に、住民の声を大事につくらせていただきまして、また答申いただいた会長さん、審議会の委員長、ナンボ委員長からも今回本当に職員が一生懸命いろんな声を吸収して、若い人、女の人も多く参加して計画ができたというそういった評価もいただいていますので、やはり職員が心を込めてつくっていったんです。内容も熟知しています。やはりそうすることによって見直しとかそういったことも迅速に行える、そういった環境にもあると思いますので、ぜひ今回の総合振興計画、9カ月かけましたのでぜひご理解いただきたいなと思いますのと、もう一つはやはりKPI、見直し、そういったことはやはりしっかりさせていただきまして、やっけて、ここは違いますよというのはすぐにまた皆様にも違っていました、こういうふうにさせていただきますというの、余り柔軟にし過ぎるとだめですが、そういったのはしっかりと流れを見ながら、また説明もさせていただこうと思っておりますので、ぜひご理解よろ

しくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○9番（金元直栄君） 言い合いしようとかいうんじゃないしに、これは多数決で通るかもしれませんが、最低やっぱりこれに入れてほしいのはマスタープランの話です。それはどんなときでも交渉の基本になりますので、入っているか入っていないかは、この後のいわゆる実施計画ですか、それとの関係でいってもちょっとそこでは遅いと思うんですね。こういうものにぜひ入れるような努力をしていただきたいなって思うところです。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） よくいろんな計画の中に、国なんかに出すときに、当初、この文書を入れておかないと、例えばこういう計画がないと採用されんとか、あるいはこの計画に基づいて入ってないからできないとか、それはご法度やと思うんですね。町のこれについては。

だから、ある面ではここで、先ほど町長のほうからのご答弁の中にこういうのは少し間違っている、間違っているんじゃないかと改正せなあかんことは改正していくというようなことで、よくここには載ってなかったらそれはできないとか、いや、ここはここまでしてないから、例えば一つの考えとして先ほどの、仮にですよ仮に一つ例とりますと、ここの生涯学習のところであらうところがある文化とかそんなのはこういうふうにやっていきますよと。いや、そうじゃない、やっぱり少し変わりましたよというふうなときには、ぜひそれをやっていくということは柔軟にやっていかないと、よく前のときの合併のときの中でそれをうたっておかないとそれができないとか、いや、そういうことはうたっていないからそこまでは考えなくていいとか、そういうことはぜひないことということをお願いしたい。

それと、先ほど冒頭でも言いましたように、できましたらこれやっぱり住民の、みんなのものとするためにもちょっと審議期間を入れていただくとやりとりができるというふうに、私はそういうふうをお願いしたいと、最後にですがその2点だけお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第23号、第二次永平寺町総合振興計画の策定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「保留」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(齋藤則男君) 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第18 発議第1号 参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出について～

○議長(齋藤則男君) 日程第18、発議第1号、参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(佐々木利夫君) それでは、朗読いたします。

発議第1号

参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成29年3月21日

永平寺町議会議長 齋藤則男様

提出者	永平寺町議会議員	中村 勘太郎
賛成者	〃	江守 勲
〃	〃	伊藤 博夫
〃	〃	川崎 直文
〃	〃	奥野 正司
〃	〃	齋藤 則男

参議院選挙における合区の解消に関する意見書

昨年7月、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなったところである。

現在、地方においては総合戦略の策定がなされ、今後は、地方創生に向けて、総合戦略に基づく具体的な事業を本格的に推進していくことになっている。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とすべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

参議院議長

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 提案理由の説明を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 意見書、発議第1号の参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出についてでございます。

この件につきましては、総務常任委員会で検討させていただきました。

提案の理由でございますが、参議院の合区は地方創生に逆行、地方の意見を国政に反映する仕組みとするべきで、県も解消を提言しておられます。

これらのことから、政治のしっかりした方針を出すことが大事との理由をもって、総務常任委員会におきまして、全員賛成で可決いたしましたので、妥当なご決議をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 委員長に具体的にいろいろ質問するという立場ではないので、私もこの合区には反対です。

それは何でかといいますと、合区は単なる数合わせ。相変わらず差は残ってくるわけです。憲法には1人1票、これが規定されていますので、これが生かされる制度に抜本的に見直す必要があると私は思っています。

参議院というのは二院制の一方でありますから、やり方はいろいろあると思うんですが、単に数合わせの合区ということには反対で、この意見書を出すことには賛成していますので、またよろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第1号、参議院選挙における合区の解消に関する意見書の提出についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係省庁に提出することに決定いたしました。

～日程第19 閉会中の継続審査の申出～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第19、委員会の閉会中の継続審査の申出の件を議題とします。

総務常任委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

～日程第20 閉会中の継続調査の申出～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第20、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午後 1時52分 休憩)

(午後 1時52分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る2月27日開会以来本日までの23日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝を申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、理事者におかれましては、会期中その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げまして、平成29年第1回定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました平成29年度当初予算や条例の制定等を初めとする重要案件について慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

また、各委員の任命のご同意などをいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

一般質問におきましては、町政の各分野につきまして多数のご質問をいただきましたが、町政の直面する課題や新たなまちづくりに向けた政策に対しスピード感と情熱を持って進めてまいりますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて、今月5日には松岡春日在住の鈴木真衣さんがJETSの一員としてチアダンス全米選手権に出場され、見事世界一、5連覇に貢献をされました。また、松岡中学校2年生の前川莉々香さん、小木希さんが、28日から東京で開催されるバスケットボール都道府県対抗ジュニア大会の県選抜に選ばれており、ご活躍を期待しております。

今月の11日に東日本大震災から6年が経ちました。国は、復興は新たな段階

に入りつつあるとしておりますが、いまだ12万人もの避難者がいることから、新たな地域社会の形成など、引き続き切れ目のない支援と復興の加速に力を注ぐとしております。

本町では、19日に防災危機管理アドバイザーの山村先生をお迎えして本年度2回目の自主防災組織地区リーダー研修会を開催しましたところ、各地区から800名を超える方に参加をいただきました。町内会や自治会の役割、自主防災組織との連携など、日ごろから自分に何ができるかを考えていく必要があります。自分たちの町は自分たちで守るとの意識を持つことが防災力の向上につながります。町も皆様と一緒に取り組んでまいります。

次に、開会の挨拶でも申し上げましたが、来る26日にはえい坊館がオープンの運びとなっております。さきの内覧会では2日間で300人を超える方が来場され、2階多目的ホールの使い方や禅体感ゾーンの映像について、ご質問やご意見をお伺いしました。これからの運営にしっかりと生かしてまいります。また、道の駅や町内のイベントと連携させた滞在型消費につなげ、町の元気に結びつくように支援をしてまいります。

これから第二次総合振興計画がスタートいたします。その中でさまざまな施策に取り組んでまいります。本年は地方創生の深化のための1年と言われております。昨年は地方創生の本格展開と位置づけ、地域特性に応じた戦略の推進を図る1年目となりました。国は、これから地方創生の深化に向けて、地域や政策間の連携が図れる効果の高い事業へ支援を行うこととしております。

このたび、産業技術総合研究所から永平寺参ろ一どが自動運転の実証実験の開発地域として選定されました。これから新たな交通網の開発や企業と地域が連携する産業振興事業につながるよう、関係機関と協力を図りながら進めてまいります。

地域の魅力や個性ある地域づくりが全国で始まっています。町も将来を見据え、腰を据えて、粘り強く、地方創生の実現に向け取り組んでまいります。

ようやく春の気配が感じられる季節となりましたが、議員の皆様におかれましては健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午後 1時58分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員